

平成23年4月11日

総長 裁定

「東日本大震災に関する救援・復興支援室」の設置について

1. 趣旨

東日本大震災の被災地域からの期待に応じ、東京大学（以下「本学」という。）として救援活動を支援するとともに、大学の社会貢献の一環として、当該地域における震災からの復興に向けた支援を行うため、東日本大震災に関する救援・復興支援室（以下「室」という。）を設置する。

2. 任務

室は、次の任務を行う。

- (1) 救援・復興支援に関する全学的な基本方針の企画立案及び評価
- (2) 救援・復興支援に携わる本学関係者等の取組みの情報収集・発信及び連絡調整
- (3) 救援・復興支援に関する外部からの相談・要望に係る連絡調整及び対外的な情報発信

3. 構成

- (1) 室長は、総長が指名する理事をもって充てる。
- (2) 副室長は、理事、副学長等のうちから、室長が指名する者をもって充てる。
- (3) 室員は、教職員のうちから、室長が指名する者をもって充てる。
- (4) 室長は、任務の遂行に当たって必要と認める場合、室の下に班を設置することができる。

4. その他

室の庶務は、関係各課の協力を得て、本部企画課が担当する。